

角地緩和

特定行政庁が定める建ぺい率緩和の条件は、吹田市建築基準法施行細則で定められています。

敷地の条件		道路の幅員	敷地の面積
(1) ア	内角 120 度以下の 2 つの道路によってできた角敷地で、周辺の 3 分の 1 以上がそれらの道路に接している	それぞれ 6m 以上で 和が 15m 以上	—
(1) イ		それぞれ 4m 以上	200 平方 m 以下
(2) ア	間隔 25m 以下の 2 つの道路の間にある敷地で、周辺の 4 分の 1 以上がそれらの道路に接している	それぞれ 6m 以上で 和が 15m 以上	—
(2) イ		それぞれ 4m 以上	200 平方 m 以下
(3)	公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地で、前各号の一に準ずると認められるもの		